

## ○測量に関する専門の養成施設登録等取扱要領

〔平成十六年二月二十七日〕  
国 地 達 第 五 号

(改正) 平成二十年 三月三十一日 国地達第 十二 号  
(改正) 平成三十年 八月三十日 国地達第 十四 号  
(改正) 令和 元年 六月二十八日 国地達第 七 号  
(改正) 令和 二年十二月二十一日 国地達第二十二号  
(改正) 令和 四年 六月 七日 国地達第 九 号  
(改正) 令和 七年 三月二十六日 国地達第 十三 号

### (目的)

第一条 この要領は、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号。以下「法」という。）及び測量法施行規則（昭和二十四年建設省令第十六号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、測量に関する専門の養成施設の登録等の取扱いについて必要な事項を定め、もって適正かつ円滑な運用を図ることを目的とする。

### (測量に関する専門の養成施設登録申請書の様式)

第二条 法第五十一条の二及び規則第九条の二第一項の規定に基づく測量に関する専門の養成施設登録申請書の様式は、別表第一のとおりとする。

### (添付書類の様式)

第三条 規則第九条の二第二項第一号の規定による添付書類並びに同項第二号の規定による添付書類のうち測量に関する教育に従事した年数及び測量に関する実務の経験年数を証する書類の様式は、別表第二のとおりとする。

### (登録養成施設における測量に関する科目の標準的授業内容)

第四条 規則別表第八の三に掲げる測量に関する科目の標準的な授業内容は、別表第三のとおりとする。

### (登録養成施設登録簿の様式)

第五条 法第五十一条の四第二項に規定する登録養成施設登録簿の様式は、別表第四のとおりとする。

### (専任教員の要件に該当する者)

第六条 規則第九条の五第一項第三号に規定する同項第一号又は第二号のいずれかに該当する者と同様以上の能力を有するものは、次に掲げる者とする。

- 一 測量士補養成施設において法第五十条第三号若しくは第五十一条第三号に規定する専門の知識及び技能を修得した者又は測量士養成施設において法第五十条第四号に規定する高度の専門の知識及び技能を修得した者で、登録養成施設において、専門分野に関する教育に八年以上従事し、かつ、法第四十九条第一項に規定する測量士の登録（以下「測量士の登録」という。）を受けているもの

- 二 測量士となる資格を有した後、専門分野に関して十五年以上の実務の経験を有し、かつ、測量士の登録を受けている者
- 三 測量士となる資格を有した後、登録養成施設において、専門分野に関する教育に十五年以上従事し、かつ、測量士の登録を受けている者
- 四 測量士となる資格を有した後、前二号に該当する期間の通算が専門分野に関して十五年以上となる者で、かつ、測量士の登録を受けているもの
- 五 大学において、規則第八条の五第一項に規定する測量に関する科目を修め、当該大学を卒業し、測量に関する研究により修士の学位を授与された者で、大学、短期大学等又は登録養成施設において、専門分野に関する教育に二年以上従事し、かつ、測量士の登録を受けているもの
- 六 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条第一項に規定する普通免許状（高等学校教諭の免許状に限る。次条第七号において「高等学校教諭の普通免許状」という。）を授与された者で、高等学校において、別表第五に掲げる測量に関する科目又はこれに相当する科目に関する教育に五年以上従事し、かつ、測量士の登録を受けているもの

（主任専任教員の要件に該当する者）

第七条 規則第九条の六第二項第三号に規定する同項第一号又は第二号のいずれかに該当する者と同等以上の能力を有するものは、次に掲げる者とする。

- 一 測量士補養成施設において法第五十条第三号若しくは第五十一条第三号に規定する専門の知識及び技能を修得した者又は測量士養成施設において法第五十条第四号に規定する高度の専門の知識及び技能を修得した者で、登録養成施設において、専門分野のうち自己が担当する分野（以下「担当分野」という。）に関する教育に十一年以上又は担当分野に関する教育に八年以上かつ担当分野以外の分野に関する教育に三年以上従事し、かつ、測量士の登録を受けているもの
- 二 登録養成施設において、専任教員として五年以上教育に従事し、かつ、測量士の登録を受けている者
- 三 規則第九条の五第一項各号のいずれかに該当する者で、測量士となる資格を有した後、担当分野に関して二十年以上又は担当分野に関して十五年以上かつ専門分野で担当分野以外の分野に関して五年以上の実務の経験を有し、かつ、測量士の登録を受けているもの
- 四 規則第九条の五第一項各号のいずれかに該当する者で、測量士となる資格を有した後、専門分野に関する実務に従事した期間及び登録養成施設において専門分野に関する教育に従事した期間の通算が、担当分野に関して二十年以上又は担当分野に関して十五年以上かつ専門分野で担当分野以外の分野に関して五年以上となるものであって、かつ、測量士の登録を受けているもの
- 五 規則第九条の五第一項各号のいずれかに該当する者で、測量に関する研究により博士の学位を授与されたもの
- 六 規則第九条の五第一項各号のいずれかに該当する者で、技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）の規定に基づく技術士（応用理学部門に限る。）となる資格を有するもの
- 七 高等学校教諭の普通免許状を授与された者で、高等学校において、別表第五に掲げる測量に関する科目又はこれに相当する科目に関する教育に八年以上従事し、かつ、測量士の登録を受けているもの

(教育従事年数の算出方法)

第八条 規則第九条の五第一項（第三号を除く。）及び第九条の六第二項（第三号を除く。）並びにこの要領の第六条（第二号を除く。）及び第七条（第三号、第五号及び第六号を除く。）に規定する教育に従事した年数は、当該教育に従事した授業時数を通算して百六十五時数をもって、一年として算出する。ただし、当該教育に従事した歴年数の通算年数を超えることはできない。

2 前項に規定する教育（登録養成施設におけるものに限る。）に従事した年数には、公益法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律（平成十五年法律第九十六号）第三条の規定による改正前の法第五十条第三号及び第四号並びに第五十一条第三号に規定する国土交通大臣の指定する測量に関する専門の養成施設において当該教育に従事した期間を加算することができる。

(実務従事年数の算出方法)

第九条 第六条第二号（同条第四号の規定により期間を通算する場合を含む。）並びに第七条第三号及び第四号に規定する実務に従事した年数は、当該実務に従事した日数を通算して二百二十五日をもって、一年として算出する。ただし、当該実務に従事した歴年数の通算年数を超えることはできない。

(測量に関する専門の養成施設登録事項変更届出書の様式)

第十条 法第五十一条の九の規定に基づく測量に関する専門の養成施設登録事項変更届出書の様式は、別表第六のとおりとする。

(登録申請内容の確認)

第十一条 国土交通大臣は、法第五十一条の二に規定する登録の申請があったときは、必要に応じ、その職員に、登録申請の内容を当該施設において確認させるものとする。

2 前項の規定は、法第五十一条の七に規定する登録の更新の申請及び法第五十一条の九に規定する変更の届出があったときに準用する。

(入所資格)

第十二条 規則第九条の十第一号に規定する準ずる学力があると国土交通大臣が認める者は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百八十三条に規定するものとする。

(報告の徴収)

第十三条 法第五十一条の十七の規定による国土交通大臣への報告は、書面をもって行わせるものとする。ただし、国土交通大臣は、必要に応じ、その職員に、登録養成施設において当該報告の内容を確認させるものとする。

2 前項の規定により書面をもって報告する場合の様式、提出の時期その他の事項は別に定める。

(その他)

第十四条 国土交通大臣は、測量に関する専門の知識及び技能を有する者を養成する業務の適正かつ円滑な運用を図ることを目的として、必要に応じ調査を行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この達は、平成十六年三月一日から施行する。

(測量に関する専門の養成施設監督規則等の廃止)

2 次に掲げる達は、廃止する。

一 測量に関する専門の養成施設監督規則（平成十四年国地達第四号）

二 測量に関する専門の養成施設指定細則（平成十四年国地達第五号）

附 則

この達は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則

この達は、平成三十年八月三十日から施行する。

附 則

この達は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。ただし、第一条の規定は、令和元年五月七日から適用する。

附 則

この達は、令和二年十二月二十三日から施行する。

附 則

この達は、令和四年六月七日から施行する。

附 則

この達は、令和七年四月一日から施行する。

## 測量に関する専門の養成施設登録申請書（第一面）

×登録番号	第 号	×登録年月日	令和 年 月 日
<p>測量法第 51 条の 2 の規定により、測量に関する専門の養成施設としての登録の申請をします。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住所 氏名（名称）及び法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>国土交通大臣 殿</p>			
養成施設の名称			
養成施設の所在地			
養成施設の長の氏名			
登録の別	法第 50 条第 3 号	・	法第 50 条第 4 号
学科又は学科に相当するものの名称、 修業年限及び定員	学 科 名	修 業 年 限	定 員
入 所 資 格			
養成業務を開始しようとする年月日	令和 年 月 日		
備 考			

記載要領

1. ×印欄は記載しないこと。
2. 登録の別欄は、該当する一方を○で囲むこと。



(第 三 面)

学科名 \_\_\_\_\_

<法第50条第3号用>

測量に関する科目	教科目内容	授業時数			担当教員名	担当教員授業時数	
		講義	実習	計		講義	実習
測量に関する法規							
測量に関する数学							
測量に関する情報処理							
測量学概論							
測地測量							
測図測量							
応用測量							
その他の測量関連科目	応用力学						
	幾何光学						
	電子工学						
	地理学						
	地質学						
	水理学						
	国土調査						
	土地利用調査						
	地形分類調査						
	土木工学概論						
農業工学概論							
その他類する科目							
		計					

  

測量に関する科目以外	教科目内容	授業時数			担当教員名	担当教員授業時数	
		講義	実習	計		講義	実習
		計					

  

		合計					
--	--	----	--	--	--	--	--



## (第 四 面)

実習機器名	測量法施行規則別表第九の五に定められた実習機器の性能	メーカー名	機種名	性能	数量	備考
セオドライト又はトータルステーション	水平目盛盤及び高度目盛盤の最小目盛値が三十秒単位のもの				式	
レベル	主気泡管感度が一目盛当たり四十秒のもの				式	
電子レベル	電子画像処理方式による自動読取機構を有し、かつ、最小読取値が〇.一ミリメートルのもの				式	
全球測位衛星システム測量機	距離測定精度が次の式により計算した数値のもの $P = 10 + 2 \times 10^{-6} \times D$ (単位 ミリメートル) (この式において、Pは距離測定精度を、Dは測定距離を表すものとする。)				式	
電子平板	トータルステーション又は全球測位衛星システム測量機により観測されたデータを処理する機能を有するもの				式	
デジタルステレオ図化機	一对の空中写真から得られた像を実体視し、座標測定した結果を、保存及び表示することができるもの				台	
イメージスキャナ	日本産業規格A2の大きさの用紙を用いることができるもの				台	
地理情報システム	地理情報及び付加情報をコンピュータ上で作成、保存、利用、管理、表示、検索、計算及び分析することができるもの				台	
レーザスキャナ	点群データが取得できるもの				台	

## 記載要領

性能欄は、測量法施行規則別表第九の5に定められた機器の性能と同等以上の性能を有していれば、○印を記載すること。

別表第二（第三条関係）

添付書類（イ）（規則第九条の二第二項第一号）

誓 約 書

（1）登録申請者

（2）登録申請者の役員

が、測量法第五十一条の三各号のいずれにも該当しないことを誓約  
します。

令和 年 月 日

登録申請者

国土交通大臣 殿

添付書類（ロ）（規則第九条の二第二項第二号）

## 測量に関する教育経歴証明書

担当分野

氏名

区分 授業科目名	授業年度	担当授業時数				総授業時数	備考
		科		科			
		講義	実習	講義	実習		

上記のとおり、測量に関する専門の養成施設における測量教育に従事したことを証明する。

令和 年 月 日

(証明者) 養成施設名  
役職 氏名

添付書類（ハ）（規則第九条の二第二項第二号）

## 測量に関する実務の経歴証明書

担当分野

氏名

計画機関名	(契約) 件名	測量地域	作業期間	作業期間のうち測量の実就業日数	測量面積 縮尺 距離	従事した測量の種類	所属 ・ 職名	備考

上記のとおり、当社において測量の実務に従事したことを証明する。

令和 年 月 日

(証明者) 機関 (会社) 名  
役 職 氏 名

## 測量に関する専門の養成施設(法第50条第3号)における標準的授業内容

測量に関する科目	教科目	教科目内容	時間数		
			講義	実習	計
測量に関する法規		測量法、関連法規	30		30
測量に関する数学		平面及び球面三角法、微分・積分、解析幾何、確率・統計、線形代数、数値計算法、最小二乗法	75		75
測量に関する情報処理		コンピュータリテラシ、データ構造とアルゴリズム、プログラミング概論、地図情報処理	15	30	45
測量学概論		測量の歴史、地球の形状、気象、測量の計画・管理、最新の測量技術、重力、地磁気	45		45
測地測量	多角測量	基礎理論、測量機器、選点、造標、埋標、観測、平均計算、成果表・記録の調整	105	105	210
	全球測位衛星システム測量	基礎理論、測量機器、選点、埋標、観測、平均計算、成果表・記録の調整			
	水準測量	基礎理論、測量機器、選点、埋標、観測、平均計算、成果表・記録の調整			
測図測量	地形測量	基礎理論、測量機器、平板測量、細部測量、数値地形測量	105	150	255
	写真測量	基礎理論、測量機器、標定点測量、撮影、空中三角測量、図化、数値図化、リモートセンシング			
	地図編集	基礎理論、編集機器、図式、地理情報システム(GIS)、地図投影、地図編集、地図製図			
応用測量	路線測量	概説、作業計画、線形決定、中心線測量、仮BM設置測量、縦断測量、横断測量、詳細測量、用地幅杭の設置測量、品質評価、成果等の整理	60	60	120
	用地測量	概説、作業計画、距離標設置測量、水準基測量、定期縦断測量、定期横断測量、深淺測量、法線測量、海浜測量及び汀線測量、品質評価、成果等の整理			
	河川測量	概説、作業計画、資料調査、復元測量、境界測量、境界点間測量、面積計算、用地実測図データファイルの作成、用地平面図データファイルの作成、品質評価、成果等の整理			
	その他の応用測量	主題図データファイルの作成(土地利用図、地質図、植生分類図、湖沼図、ハザードマップ、浸水想定区域図等)			
その他の測量関連科目	応用力学	概論	120		120
	幾何光学	〃			
	電子工学	〃			
	地理学	〃			
	地質学	〃			
	水理学	〃			
	国土調査	概論、一筆地測量、不動産登記法等			
	土地利用調査	空中写真による土地利用調査の概要等			
	地形分類調査	空中写真による地形の成因的分類、調査法概説等			
	土木工学概論	道路工学、河川工学、橋梁工学、ダム工学、地質工学、砂防工学、トンネル工学、環境工学、土木材料、土木製図等			
農業工学概論	農業土木学、かんがい工学、排水工学、農地造成計画、農地保全計画等				
その他これらに類する科目					
計					900

備考

その他の測量関連科目は、当該の各科目から選択し、その時間数を120時間以上とする。

## 測量に関する専門の養成施設(法第50条第4号)における標準的授業内容

測量に関する科目	教科目	教科目内容	時間数		
			講義	実習	計
測量に関する法規及びこれに関連する国際条約	一般法規	民法、行政法、知的財産権関連法、入札契約関連法	30		30
	測量関連法規	測量法、国土調査法、土地区画整理法、都市計画法			
	関連条約等	世界貿易機関(WTO)関連事項、国際標準化機構(ISO)関連事項			
測量に関する基礎理学	数学	微分積分学、線形代数学	60		60
	物理学・地球科学	地球物理学、天体物理学、地質学、地理学			
	統計学	確率・統計、誤差論・最小二乗法			
測量に関する基礎工学	地域計画	河川計画、道路計画、都市計画、環境管理、防災計画	75	15	90
	土木工学	水理学、土質力学、構造力学、土木施工			
	計測学	計測単位、国際単位系、トレーサビリティ			
	電子工学	電磁波工学、レーザ工学			
	情報処理	計算機工学、通信工学、画像工学、プログラミング			
測地測量	測地測量理論	測地測量概説、衛星測地学概説	90	75	165
	測地測量機器	トータルステーション(TS)、電子レベル、GNSS測量機			
	測地測量計画	作業計画、工程管理、精度管理、成果管理			
	基準点測量	基準点測量の方式、観測方程式、網平均計算、測量実習			
	水準測量	楕円補正計算、変動補正計算、水準網平均計算、渡海(河)水準測量、GNSS標高測量、測量実習			
	全球測位衛星システム(GNSS)測量	GNSS測量の方式、三次元網平均計算、GNSS衛星と軌道、観測法と測位計算、測量実習			
測図測量	地形測量理論	地形測量概説、数値地形測量概説	60	60	120
	地形測量機器	電子平板			
	地形測量計画	作業計画、工程管理、精度管理、成果管理			
	地形測量	細部測量、地形図原図作成			
	数値地形測量	TS地形測量、測量実習			
	写真測量理論	写真測量概説、デジタルマッピング(DM)概説、リモートセンシング概説			
	写真測量機器	航空カメラ、解析図化機、デジタル図化機			
	写真測量計画	作業計画、工程管理、精度管理、成果管理			
	写真測量	標定点測量、空中三角測量、数値図化、数値編集、写真図作成、DMデータファイルの作成、地形図原図作成			
	リモートセンシング	主な人工衛星とセンサ、リモートセンシングデータ、放射量補正・幾何補正、画像解析、画像表示、リモートセンシング実習、合成開口レーダ			
	地図編集理論	地図学概説、地図投影			
	地図編集計画	作業計画、工程管理、精度管理、成果管理			
地図編集	地図編集、地図製図、地図表現、製図実習(CAD含)				

## 測量に関する専門の養成施設(法第50条第4号)における標準的授業内容

測量に関する科目	教科目	教科目内容	時間数		
			講義	実習	計
三次元点群測量	三次元点群測量理論	三次元点群測量概説、地上レーザ測量概説、UAV写真点群測量概説、UAVレーザ測量概説、車載写真レーザ測量概説、航空レーザ測量概説、航空レーザ測深測量概説、三次元点群データの利活用、UAV関連規程	30	30	60
	三次元点群測量機器	レーザスキャナ			
	三次元点群測量計画	作業計画、工程管理、精度管理、成果管理			
	三次元点群測量	調整点の設置、計測、オリジナルデータの作成、その他の成果データの作成(グラウンドデータ、グリッドデータ、等高線データ、数値地形図データ等)、測量実習			
応用測量	応用測量理論	路線測量概説、路線諸規程、河川測量概説、河川諸規程、用地測量概説、用地諸規程	45	60	105
	応用測量計画	作業計画、工程管理、精度管理、成果管理			
	路線測量	線形決定、中心線測量、縦・横断測量、測量実習			
	河川測量	水位観測、縦・横断測量、流速・流量測定、海浜・汀線測量、測量実習			
	用地測量	資料調査、境界確認、境界測量、面積計算、用地実測図原図等作成、測量実習			
	その他の応用測量	地籍調査、土地区画整理事業、宅地造成事業、工事測量、環境測量、測量実習			
地理情報システム	地理情報システム理論	地理情報システム概説、地理情報標準	60	60	120
	地理情報システム計画	システム構築計画、システム管理			
	空間解析・空間表現	データモデル、データ処理、情報の検索と解析・表現手法			
測量に関する課題研究	課題研究	計画立案、資料調査・収集、実地測量、論文作成、発表		90	90
	プレゼンテーション	文書表現技法、発表技法、コミュニケーション技法、技術英語			
測量実務	積算	積算構成、単価、歩掛、諸経費、入札	45	15	60
	公共補償	公共補償概論、土地・建物の補償			
	管理	経営管理、施工管理、品質管理、外注・原価管理、CALS/EC概説、プロジェクトマネジメント			
	倫理	技術倫理、経営倫理			
		計			900



別表第五（第六条第六号、第七条第七号関係）

高等学校の各教科のうち測量に関する科目を含むもの	左欄の各教科に属する科目のうち測量に関する科目
数学	数学Ⅰ、数学Ⅱ、数学Ⅲ、数学A、数学B、数学C
理科	物理基礎、物理、地学基礎、地学
農業	農業と情報、農業土木設計、農業土木施工、水循環及び測量
工業	製図、工業情報数理、工業管理技術、電子機械、電気回路、電気機器、電子技術、電子回路、電子計測制御、通信技術、プログラミング技術、ハードウェア技術、ソフトウェア技術、コンピュータシステム技術、測量、土木基盤力学及び社会基盤工学

備考 この表の左欄に掲げる各教科及び右欄に掲げる測量に関する科目は、それぞれ学校教育法施行規則別表第三（一）及び（二）の表の上欄に掲げる各教科及び同表の下欄に掲げる各教科に属する科目に対応するものとする。

### 測量に関する専門の養成施設登録事項変更届出書

× 登録番号	第 号	× 登録年月日	令和 年 月 日	
<p>下記のとおり登録事項を変更したいので、測量法第 51 条の 9 の規定に基づき届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住所 氏名（名称）及び法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>国土交通大臣 殿</p>				
事 項	変 更 後	変 更 前	変更年月日	
備 考				

記載要領

×印欄は記載しないこと。